

第 1167 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合
泊発電所 3 号炉に係る審議結果

2023 年 7 月 7 日

原子力規制委員会から、火山影響評価のうち、立地評価について以下の事項を指摘した。また、事業者からは、全ての指摘事項を了解し、今後、適切に対応していく旨、回答があった。また、今後説明を受ける影響評価等について今後の主要な論点の認識を共有した。

【立地評価】

- ①巨大噴火の評価対象のうち、倶多楽・登別火山群の評価に係る判断根拠が明確になっていない。
 - ・倶多楽・登別火山群の Kt-7 の噴出規模については、既往知見を精査した結果からの噴出規模をどのように解釈したか示した上で、巨大噴火として評価する判断に至る考え方を整理し説明すること。
- ②巨大噴火の可能性評価に係る各種データを用いた評価結果の説明が不十分。
 - ・活動履歴を含めて、「巨大噴火が差し迫った状態ではないこと」を判断した論理を火山影響評価ガイドの記載を踏まえ明確に整理し説明すること。
 - ・噴出物の組成（噴火イベント間の特徴や変化）について、既往知見を整理し、巨大噴火の可能性を判断するデータのの一つとして整理し説明すること。
 - ・地殻変動データについては、テクトニックな広域応力場の影響を受けていることも考慮した上で、将来の巨大噴火の可能性を判断できるデータとして扱うことができるのか説明すること。

③支笏カルデラの地下構造に関して、既往知見に照らしてマグマ溜まりの存在の可能性を否定する根拠が十分に整理されていない。

- ・ 低比抵抗領域におけるメルトの存在の有無の評価については、地震波速度構造の精度の観点等からの説明が足りないと考えられる。現在の火山学に照らした調査を尽くし、総合的に判断できる根拠を揃えて説明すること。

【影響評価及びモニタリングに係る今後の主要な論点】

①火山灰層厚の評価に当たって必要な整理

- ・ 敷地周辺の地質調査については、より広い範囲における文献調査結果等も併せて示し、調査範囲が十分であることを示すことが必要。
- ・ 敷地内のF1断層開削調査箇所において認められた火山灰については、火山灰層厚の評価における考慮の要否とその判断の根拠を整理した上で説明することが必要。
- ・ 降下火砕物シミュレーションによる火山灰層厚の評価対象とする噴火の選定については、選定のプロセスと根拠を十分に説明することが必要。

②火山活動のモニタリング実施方針の説明に当たって必要な整理

- ・ 支笏火砕流が敷地に到達した可能性の有無について、これまでの地質調査に基づく評価や既往知見と整合する説明を行うことが必要。